

砂川市条例第20号
令和6年3月13日

砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別 紙)

砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例

砂川市議会委員会条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「会議規則」を「砂川市議会会議規則（昭和48年議会規則第16号。以下「会議規則」という。）」に改め、同条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第23条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「聞こうと」を「聴こうと」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第26条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改め、同条第3項中「文書」を「文書等」に改める。

第30条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第24条に1項を加える改正規定、第28条の改正規定、第29条第3項の改正規定及び第30条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。